

四谷法人会からのお知らせ

[四谷法人会主催]

令和8年度年末調整研修会の開催について

日 時 令和8年11月5日(木) 午前10時～12時
令和8年11月5日(木) 午後2時～4時
令和8年11月6日(金) 午前10時～12時
場 所 新宿歴史博物館2階講堂
新宿区四谷三栄町12-16 ☎03-3359-2131

定 員 各70名

内容および講師

1. 年末調整のしかた 講師：四谷税務署法人課第2部門 担当官
2. 法定調書の作成 講師：四谷税務署管理運営部門 担当官
3. 給与支払報告書の作成 講師：新宿区役所 担当官

その他

- ・お申込は多くの法人様に受講いただくため、1法人2名様までとさせていただきます。
- ・研修の内容は3回とも同じ内容です。
- ・会場にて年末調整に係る用紙の配布はございません。

令和8年度法人税申告書の書き方講座

日 時 令和8年11月12日(木)～令和9年1月21日(木)
全9回 いずれも 午後2時～4時
内 容 ホームページに掲載します。会員の皆様にはFAXでご案内します。
会 場 四谷法人会 会議室(新宿区四谷三栄町11-2 ☎03-3351-2334)
講 師 東京税理士会四谷支部 亀田裕香税理士
受講料 お一人 会員16,000円 会員以外21,000円(テキスト代含む)
定 員 30名(先着順で締め切らせていただきます)。
お申し込みは1法人4名様までとさせていただきます。

[四谷法人会主催]

税を考える週間特別講演会

日 時 令和8年11月16日(月) 午後3時～4時30分
場 所 東京貨物運送健康保険組合健保会館(新宿区四谷1-23 ☎03-3359-8161)
演 題 未定
講 師 ㈱ニッセイ基礎研究所 金融研究部 研究理事 井出真吾 氏
参加費 無 料
定 員 60名(先着順で締め切らせていただきます)。
演題が決まり次第ホームページに掲載し、会員の皆様にはFAXでご案内します。

[予 告] 令和9年新年賀詞交歓会

日 時 令和9年1月28日(木) 午後6時開会(受付開始午後5時30分)
会 場 アルカディア市ヶ谷 3階富士の間
千代田区九段北4-2-25 ☎03-3261-9921
詳細が決まり次第ホームページに掲載し、会員の皆様にはFAXでご案内します。

新入会員名簿 2026年7月～8月

支部	法 人 名	代 表 者	業 種	支部	法 人 名	代 表 者	業 種
	賛 助 会 員					平向 栄市	
	㈱キングダム	藤山 政典	映像制作				

「老眼」と諦める前に要チェック！ アイフレイル対策で目の健康を守りましょう



情報の80%は目から取り入れている・・・！？

40歳を過ぎると、体力の衰えと同じように目も少しずつ衰えてきます。
放っておかずに、きちんと対処することが大切です。

あなたの目は大丈夫？アイフレイル簡易チェック

- ☐ 目が疲れやすくなった
- ☐ 夕方になるとものが見えにくくなる
- ☐ 新聞や本を長時間見ることが少なくなった
- ☐ 眼鏡やコンタクトレンズを使用しても、よく見えないと感じる

2つ以上当てはまる場合は、アイフレイルの可能性あります。
一度、眼科専門医にご相談ください。



目の健康寿命を延ばす 今すぐ始めたい「眼科健診」のススメ

自覚症状がなくても「年1回の定期健診」を

目の病気は、すぐに見えにくくなるわけではなく、発症してから10～20年の期間を経て徐々に進行していきます。
症状のない初期の段階で病気を発見して対処することで、進行を抑えることができます。
40歳を過ぎたら、症状がなくても年に1回は定期健診を受けましょう。

眼科で行う 3つの重要検査

1. 眼圧検査



目に風を当てたり、機器を使って眼球の固さを測定します。
日本人の失明原因第一位である「緑内障」などのリスクがわかります。

2. 眼底検査



特殊なカメラで、網膜や視神経といった「目の奥」を直接撮影します。
自覚症状が出ない初期の病気や、血管の状態から高血圧の進行度までわかります。

3. 視野検査



まっすぐ前を見た状態で見える範囲を調べます。
人間の目は、片方の視野が欠けても、もう片方が無意識にカバーしています。
自分では気づけない視野の異常を発見できます。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

TEL: 03-5767-1714 FAX: 03-5767-1710 URL: <http://zrf.or.jp/>

四谷法人会様主催の生活習慣病健康診断を実施しております。

皆様のご受診をお待ちしております。

併せて、保健指導・健康セミナー・健康相談等お気軽にご相談ください。



令和8年10月1日から、事業者（全企業が対象です。）に対して、「カスタマーハラスメント」（いわゆる「カスハラ」）対策をすることが義務化されます。（労働施策総合推進法の改正によります。）今回は、これに関連する法律問答を取り上げたいと思います。

Q 最近「カスハラ」という言葉をよく聞きます。会社として何か対応しなければならいのでしょうか？

A はい。2026年10月1日から、改正労働施策総合推進法が施行され、企業にはカスタマーハラスメント（カスハラ）を防止するための雇用管理上の措置が義務付けられます。

ここでいうカスハラとは、単に「お客様から苦情を言われた」ということではありません。①顧客や取引先などからの言動で、②社会通念上許容される範囲を超え、③それによって労働者の就業環境が害されるもの、という三つの要素をすべて満たすものをいいます（厚生労働省のリーフレット参照）。

したがって、商品やサービスに不満があったお客様が「説明と違うのではないか」と苦情を申し立てること自体は、通常、「カスハラ」ではありません。正当なクレームまで「カスハラだから対応しなくてよい」という制度ではない点には注意が必要です。

Q では、具体的にはどのような行為がカスハラになるのでしょうか？

A 例えば、殴る、蹴る、物を投げるといった身体的攻撃、脅迫、暴言、人格を否定するような発言、土下座の強要（精神的な攻撃）などが挙げられています。また、「SNSで悪評を流すぞ」と脅す、同じ質問や苦情を何度も繰り返す、長時間にわたって電話や店舗で従業員を拘束する、といった行為も例示されています。

最近では、対面でのトラブルだけでなく、電話やメール、SNSな

どインターネット上で行われるものもカスハラの対象になり得ます。

Q 「どこからがカスハラなのか」の判断は難しい？

A そのとおりです。実は、ここが一番重要なところですよ。

例えば、お客様から「商品交換してほしい」と言われた場合、その要求自体には正当な理由があるかもしれません。しかし、その際に従業員を長時間拘束したり、人格を否定するような暴言を繰り返したりすれば、問題は別です。

厚生労働省の指針では、言動の目的、経緯、業種・業態、業務の内容、言動の態様や頻度、継続性、顧客との関係などを総合的に考慮して判断するとされています。

つまり、「お客様が怒っている＝カスハラ」でもなければ、「要求に理由がある＝何を言っても許される」でもありません。要求の内容の正当性と、その手段・態様を分けて考えることが重要です。

Q では、会社として具体的に何をすればよいのでしょうか？

A まず会社として「カスハラには毅然と対応し、従業員を守る」という方針を明確にし、それを従業員に周知する必要があります。

さらに、カスハラを受けた従業員が相談できる窓口を設けること、相談を受けた場合には事実関係を迅速かつ正確に確認し、適切に対応すること、相談した従業員が相談したことを理由に不利益な扱いを受けないようにすることなども求められます。

中小企業の場合、「相談窓口」といっても大げさな部署を作る必要があるわけではありません。社長や管理職を担当者として決めておく、既存のハラスメント相談窓口と一体化する、場合によっては外部機関に委託する、といった方法も認められています。

Q 最後に、経営者として一番気を付けるべきことは何でしょうか？

A 「お客様を大切にすること」と「従業員に無制限の我慢をさせること」は、同じではないということだと思います。

特に中小企業では、社長自身がクレーム対応をしたり、従業員に「お客様なんだから我慢して」と言ってしまうこともあるでしょう。

しかし、カスハラ対策で求められているのは、単に従業員を顧客から守るだけではありません。問題が起きたときに、誰が対応するのか、どこで上司に引き継ぐのか、犯罪に該当するような行為があった場合にはどうするのか、といった「会社としての対応ルール」をあらかじめ決めておくことです。

10月1日を機に、「うちの会社では、困ったお客様が来たときに誰が対応するのか」を一度考えてみてはいかがでしょうか。従業員を守ることは、結果として会社そのものを守ることにもつながります。

【参考】
厚生労働省：職場におけるハラスメントの防止のために
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html

岡本・小池法律事務所 弁護士 岡本圭史

東京都新宿区四谷三栄町10-13 Uビル4階

TEL 03-6709-9711 URL : <https://www.ok-lawoffice.jp>

法人・個人いずれの相談もお受けしております。

ご連絡を頂く際には四谷法人会会員様であることをお伝えいただければと思います。

発明を考えた場合、「企業に商品化してもらう」か「自分で費用を捻出し、商品化して販売する」かの二つの方法が考えられます。どちらにもメリット・デメリットがありますが、前者のほうが費用や販売のリスクが少なく、個人発明家にはお勧めです。しかし、企業に提案して採用される可能性は「1000に3つ」と言われるほどの狭き門です。今回は、そんな商品化を実現させたお話ををご紹介します。

アウトドアの新しいスタイルを提案するアイデアが、商品化へと進みました。

2026年5月16日、公開契約調印式が行われたのは、車で踏むだけで簡単に日陰を作ることができるボールスタンド「ポント」です。

発明者は林勝郎さん。株式会社スリーエーとの契約により、製品化が決定しました。

《ポントとは》

アウトドアやレジャーで日陰を作る際、パラソルやタープの設営は意外と手間がかかるものです。杭を打って地面に固定する・・・慣れていないと時間もかかり、ちょっとした負担に感じる方も多いのではないのでしょうか。

そんな問題を解決できるのが、林さんの考えた「ポント」です。

「ポント」の最大の特長は、車のタイヤで踏んで固定するというシンプルな仕組みです。本体を地面に置き、車でその上に乗ることでしっかりと固定します。そこにボールを立てれば、あっという間に日陰スペースが完成します。

難しい作業は一切なく、設営はわずか1分程度。アウトドア初心者の方でも気軽に扱えるのが魅力です。

また、杭を使わないため、地面の状態に左右されにくいのも大きなポイントです。キャンプ場はもちろん、駐車場や河原など、これまで設営が難しかった場所でも使用でき、使い勝手の幅が広がります。

《ポント開発について》

開発の原点は、林さんが静岡の茶畑で感じた酷暑でした。「車を重りにして、誰でも簡単に日陰を作れる道具を作りたい」。その想いから試作が始まりました。

ヒントとなったのは、駐車場の車止め（輪止め）



です。林さんはコインパーキングに通い、さまざまな車のタイヤ幅や間隔を実測し、幅広い車種に対応できる形状を導き出しました。

完成した構造は、2本のガイドでタイヤをしっかりと固定し、前後・左右どちらのタイヤでも設置可能。現場での検証を重ねてたどり着いた、シンプルで実用性の高い仕組みです。

《調印式の様子と今後》

当日は「ポント」の紹介やインタビューが行われ、続いて株式会社スリーエーとの契約調印が執り行われました。

調印の瞬間には温かい拍手が送られ、商品化に向けた新たなスタートとなりました。

本製品は、すでに応援購入サービス「Makuake」にてクラウドファンディングを実施し、達成率739%という大きな成功を収めています。多くの支援が集まったことは、「手軽に日陰を作りたい」というニーズが確かに存在することを示しています。

今回の商品化により、「ポント」は本格的に市場へと展開されていきます。

発明者の気づきと企業の力が結びつき、一つのアイデアが形となって社会へ広がっていく。その過程を感じられる、印象的な契約調印式となりました。今後、「ポント」が多くの人の快適な時間づくりに役立っていくことが期待されます。

一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、（一社）発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先（一社）発明学会YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁7-1

TEL 03-5366-8811代 http://www.hatsumei.or.jp

新宿御苑の公開

1949（昭和24）年

内藤町

新宿区のシンボルともいえる新宿御苑は、1949（昭和24）年公開が始まった、広さ58・3ha、年間入場者数（2025年実績）約282万人、樹木本数約10,000本（環境省の新宿御苑ホームページによる）規模の日本における貴重な歴史文化と自然を継承する庭園です。

新宿御苑の歴史は、徳川家康が江戸に入った翌年の1591（天正19）年にさかのぼります。家康は、当時側近だった内藤清成に馬を走らせて回れるだけの土地を授けると言い、その結果、東は四谷、西は代々木、南は千駄ヶ谷、北は大久保にまでおよぶ広大な土地を賜ったと伝えられています。その約100年後、内藤家7代目当主である清成が信州高遠藩の藩主に就くにあたり、新たに神田小川町を上屋敷として拝領し、四谷屋敷を下屋敷としました。この下屋敷に1772（安永元）年に玉川上水の余水を利用して完成した庭園は、「玉川園」と命名され、現在の新宿御苑の玉藻池と呼ばれる池を中心に造成され、季節ごとに一般に開放されています。

1868（明治元）年、大蔵省が内藤家の邸宅であった内藤新宿屋敷とその周辺の土地を購入し、合わせて58・3haの土地に明治政府は日本における近代農業の振興と改善を目的として、1872（明治5）年、内藤新宿試験場を設立しました。更に農業振興政策が推進される中で、内藤新宿試験場の業務が三田育種場と駒場農学校に移ると、1879（明治12）年に、新宿の土地は皇室に献納され、宮内省に所管を移し、名前を「植物御苑」に改めました。その後、植物御苑は1886（明治19）年に「新宿御料地」に改称され、園芸に力を入れていきます。さらに1892（明治25）年には本格的な加温式の温室が新設され、1896（明治29）年には、天皇や皇族が新宿植物御苑内の温室で植物鑑賞をする際の休憩所として、旧洋館御休所が建てられました。

1898（明治31）年、新宿植物御苑の責任者に就任した福羽逸人はフランス、ヴェルサイユの国立園芸学校教授アンリ・マルチネに新宿植物御苑を西洋式庭園として改修するための設計を依頼、1902（明治35）年から1906（明治39）年までの5カ年の大規模な庭園改修を行い完成した庭園が、現在の新宿御苑のレイアウトの基礎になっています。

1906（明治39）年に、わが国唯一の大庭園「新宿御苑」が完成し、開苑後には、皇室の園遊の場として日本庭園内に茶室が創建され、昭和のはじめには、昭和天皇のご成婚を祝して台湾より「旧御涼亭」が贈られました。大正年間には広い芝生が9ホールのゴルフ場として利用され始め、「旧洋館御休所」は、クラブハウスとして利用されました。

皇室庭園時代には、国際的な訪問客も多くバレスガーデンとして発展を遂げていきました。しかし、太平洋

戦争が進行すると、食糧増産のために、芝生は開墾され農耕地となり、農兵隊がジャガイモやサツマイモ、麦などを栽培しました。1945（昭和20）年3度の空襲により、旧御涼亭と旧洋館御休所を残し、苑内にはほぼ全焼してしまいました。

戦後、1946（昭和21）年、一時東京都の所管となり、都立農業科学講習所高等部が発足しました。1947（昭和22）年12月、旧皇室庭園である新宿御苑は、皇居外苑、京都御苑とともに、「国民の憩業、保健、教養等、国民福祉のために確保し、平和的文化国家の象徴」として運営していくことが決定し、大蔵省から厚生省に所管を移しました。

1949（昭和24）年3月、都立農業科学講習所は廃止され、4月1日から「国民公園新宿御苑」と名称をあらため、5月21日に正式に公開が始まりました。

最初の入園料は20円で、翌年3月までの10ヵ月間で105万人もの入園者数を記録しました。

1971（昭和46）年の環境庁の発足にともない、全国の国立公園とともに所管を環境庁に移し、2001（平成13）年の省庁再編により環境省所管として現在に至ります。

これからも酒類持込禁止、喫煙禁止、遊具類使用禁止（こども広場除く）等の利用規則を守り、多くの人が楽しめる都心のオアシスとして、次代に引き継ぎたいと思います。



写真提供「新宿御苑管理事務所」



写真提供「新宿御苑管理事務所」



写真提供「新宿御苑管理事務所」



写真提供「新宿御苑管理事務所」

令和8年度 新宿歴史博物館 特別展

松本竣介と『雑記帳』

— 下落合の「綜合工房」 —



《35外》(宮城県美術館蔵)

新宿区立
新宿歴史博物館
地下1階企画展示室

竣介の創造の広がり、
多彩な人びととの交流、
そして家族への思い。



《白面像》(個人蔵)



令和8年(2026)
10月4日(日)~11月23日(月祝)

【開館時間】午前9時30分~午後5時30分(入館は午後5時まで)

【休館日】10月13日(火)、26日(月)、11月9日(月)

【観覧料】一般300円(常設展とのセット券は500円)、中学生以下無料

主催 | 公益財団法人新宿未来創造財団

共催 | 新宿区、新宿区教育委員会

協力 | 公益財団法人大川美術館



新宿区立 新宿歴史博物館

Shinjuku Historical Museum

〒160-0002 東京都新宿区四谷三丁目1番2号

TEL: 03-3351-2334 FAX: 03-3356-8197

https://www.regasu-shinjuku.or.jp/rekisha/



●本館北側「国」東口下車徒歩10分

●東口「国」東口下車徒歩10分

●東口「国」東口下車徒歩10分

●東口「国」東口下車徒歩10分

●東口「国」東口下車徒歩10分

